

改正後	現 行
<p>1. (略)</p> <p>2. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について</p> <p>(1) 被験物質の種類について</p> <p>局長通知別表1中の被験物質の種類の詳細については、以下のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>農薬原体</u>について</p> <p>被験物質として使用する<u>農薬原体</u>(有効成分と、その製造の過程において使用され、又は生成された成分との混合物であって、<u>農薬の原料となるものをいう。</u>)は、原則として見本の原料として使用された<u>農薬原体</u>と同等のものでなければならない。</p> <p>被験物質として使用された<u>農薬原体</u>が見本の原料として使用された<u>農薬原体</u>と同等でない場合には、試験項目ごとに被験物質として使用された<u>農薬原体</u>と見本の原料として使用された<u>農薬原体</u>との差異が、試験成績に何ら影響を及ぼすものでないことその他当該<u>農薬原体</u>を被験物質として使用することの妥当性について記載した書類を当該試験成績に添付するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 試験ごとの被験物質の考え方の詳細については、以下のとおりとする。</p> <p>ア～ウ. (略)</p> <p>エ. ミツバチ影響試験、蚕影響試験及び天敵昆虫等影響試験について</p> <p>(ア) ミツバチ影響試験(2-8-1)の急性経口毒性試験及び接触毒性試験、蚕影響試験(2-8-2)の急性経口投与試験並びに天敵昆虫等影響試験(2-8-3)の急性毒性試験については、原則として<u>農薬原体</u>を被験物質とする。</p> <p>(イ)及び(ウ) (略)</p> <p>オ. 有効成分の性状、安定性、分解性等に関する試験について</p> <p>(ア)原則として、有効成分の純品を試験に供試するべきであるが、塩又はエステル等を有効成分とする農薬で、合理的な説明がなされる場合は、有効成分と異なる物質を被験物質とすることができる。生物濃縮性試験については、<u>農薬原体</u>を試験に供してもよい。</p> <p>(イ)「有効成分の純品による実施が困難な場合」とは、<u>農薬原体</u>の精製が困難で純品を得ることができない場合等であるが、これ以外に、<u>農薬原体</u>の純度が比較的高く、試験の特性から当該<u>農薬原体</u>の純度であれば純品での試験と異なる結果となることが予想される場合には、当該<u>農薬原体</u>での試験成績をもって純品での試験成績に代えることができる。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 薬効・薬害試験の試験例数について</p> <p>(前略)</p> <p>なお、局長通知別添表1の試験例数の欄の(1)から(5)までに掲げる場合には、当該試験例数を以下のとおり軽減することができるものとする。ただし、新規の申請であって、試験例数の軽減に必要な条件を満たす場合であっても、試験例数の軽減の根拠となる既登録農薬と補助成分の組成(含有する成分の種類及び含有量。以下同じ。)等が異なり、当該補助成分が農薬の薬効及び</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について</p> <p>(1) 被験物質の種類について</p> <p>局長通知別表1中の被験物質の種類の詳細については、以下のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>原体</u>について</p> <p>被験物質として使用する<u>原体</u>は、原則として見本の原料として使用された<u>原体</u>と同等のものでなければならない。</p> <p>被験物質として使用された<u>原体</u>が見本の原料として使用された<u>原体</u>と同等でない場合には、試験項目ごとに被験物質として使用された<u>原体</u>と見本の原料として使用された<u>原体</u>との差異が、試験成績に何ら影響を及ぼすものでないことその他当該<u>原体</u>を被験物質として使用することの妥当性について記載した書類を当該試験成績に添付するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 試験ごとの被験物質の考え方の詳細については、以下のとおりとする。</p> <p>ア～ウ. (略)</p> <p>エ. ミツバチ影響試験、蚕影響試験及び天敵昆虫等影響試験について</p> <p>(ア) ミツバチ影響試験(2-8-1)の急性経口毒性試験及び接触毒性試験、蚕影響試験(2-8-2)の急性経口投与試験並びに天敵昆虫等影響試験(2-8-3)の急性毒性試験については、原則として<u>原体</u>を被験物質とする。</p> <p>(イ)及び(ウ) (略)</p> <p>オ. 有効成分の性状、安定性、分解性等に関する試験について</p> <p>(ア)原則として、有効成分の純品を試験に供試するべきであるが、塩又はエステル等を有効成分とする農薬で、合理的な説明がなされる場合は、有効成分と異なる物質を被験物質とすることができる。生物濃縮性試験については、<u>原体</u>を試験に供してもよい。</p> <p>(イ)「有効成分の純品による実施が困難な場合」とは、<u>原体</u>の精製が困難で純品を得ることができない場合等であるが、これ以外に、<u>原体</u>の純度が比較的高く、試験の特性から当該<u>原体</u>の純度であれば純品での試験と異なる結果となることが予想される場合には、当該<u>原体</u>での試験成績をもって純品での試験成績に代えることができる。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 薬効・薬害試験の試験例数について</p> <p>(前略)</p> <p>なお、局長通知別添表1の試験例数の欄の(1)から(5)までに掲げる場合には、当該試験例数を以下のとおり軽減することができるものとする。ただし、新規の申請であって、試験例数の軽減に必要な条件を満たす場合であっても、試験例数の軽減の根拠となる既登録農薬と補助成分の組成等が異なり、当該補助成分が農薬の薬効及び薬害に影響を及ぼすおそれがある場合にあって</p>

薬害に影響を及ぼすおそれがある場合にあっては、この限りでない。

(後略)

①～⑦ (略)

(4)～(8) (略)

3. 試験成績の提出の除外について

(略)

(1) (略)

(2) 毒性に関する試験成績について

① 急性経口毒性試験成績について

(略)

ア. 農薬原体での実施について

(略)

イ. (略)

② 急性経皮毒性試験成績について

(略)

ア. 農薬原体での実施について

(ア)及び(イ) (略)

イ. (略)

③ 急性吸入毒性試験成績について

(略)

ア. 農薬原体での実施について

(ア)及び(イ) (略)

イ. (略)

④及び⑤ (略)

⑥ 皮膚感作性試験成績について

(略)

ア. 農薬原体での実施について

(ア)及び(イ) (略)

イ. (略)

⑦～⑱ (略)

(3) 水産動植物への影響に関する試験成績について

① 魚類急性毒性試験成績及びミジンコ類急性遊泳阻害試験成績について

ア. 農薬原体での実施について

(ア)及び(イ) (略)

イ. (略)

②及び③ (略)

④ 藻類生長阻害試験成績について

ア. 農薬原体での実施について

(ア)及び(イ) (略)

イ. (略)

は、この限りでない。

(後略)

①～⑦ (略)

(4)～(8) (略)

3. 試験成績の提出の除外について

(略)

(1) (略)

(2) 毒性に関する試験成績について

① 急性経口毒性試験成績について

(略)

ア. 原体での実施について

(略)

イ. (略)

② 急性経皮毒性試験成績について

(略)

ア. 原体での実施について

(ア)及び(イ) (略)

イ. (略)

③ 急性吸入毒性試験成績について

(略)

ア. 原体での実施について

(ア)及び(イ) (略)

イ. (略)

④及び⑤ (略)

⑥ 皮膚感作性試験成績について

(略)

ア. 原体での実施について

(ア)及び(イ) (略)

イ. (略)

⑦～⑱ (略)

(3) 水産動植物への影響に関する試験成績について

① 魚類急性毒性試験成績及びミジンコ類急性遊泳阻害試験成績について

ア. 原体での実施について

(ア)及び(イ) (略)

イ. (略)

②及び③ (略)

④ 藻類生長阻害試験成績について

ア. 原体での実施について

(ア)及び(イ) (略)

イ. (略)

(4)～(8) (略)

4. 局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」について

基本的事項

1. (略)

2. 被験物質について

(1) 農薬原体を被験物質として用いる場合

① 農薬見本品の原料としての農薬原体と同等のものでなければならない。

②及び③ (略)

(2)～(4) (略)

3. 及び4. (略)

(中略)

皮膚感作性試験(2-1-6)

1. 試験方法について

農薬原体ではGuinea pig Maximization Test(以下「GPM法」という)、製剤ではBuehler法が推奨される。

2.～5. (略)

(中略)

水中動態に関する試験(2-6-1及び2)

(略)

加水分解動態試験(2-6-1)

1.～3. (略)

4. 報告書について

報告書には原則として以下の内容が記載されていること。

(1)～(4) (略)

(5) 結果

物質収支

主要な各分解物の生成率

主要な分解物の同定及び化学的特徴付けの結果

揮発性物質が生成した場合、その生成率

被験物質の消失に関する情報(DT50及び可能な場合DT90)

可能な場合、主要な分解物の消失に関する情報(DT50、DT90)

(6)及び(7) (略)

(4)～(8) (略)

4. 局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」について

基本的事項

1. (略)

2. 被験物質について

(1) 原体を被験物質として用いる場合

① 農薬見本品の原料としての原体と同等のものでなければならない。

②及び③ (略)

(2)～(4) (略)

3. 及び4. (略)

(中略)

皮膚感作性試験(2-1-6)

1. 試験方法について

原体ではGuinea pig Maximization Test(以下「GPM法」という)、製剤ではBuehler法が推奨される。

2.～5. (略)

(中略)

水中動態に関する試験(2-6-1、2)

(略)

加水分解動態試験(2-6-1)

1.～3. (略)

4. 報告書について

報告書には原則として以下の内容が記載されていること。

(1)～(4) (略)

(5) 結果

物質収支

主要な各分解物の生成率

主要な分解物の同定及び化学的特徴付けの結果

揮発性物質が生成した場合、その生成率

被験物質の消失に関する情報(DT50及び可能な場合DT90)

可能な場合、主要な分解物の消長に関する情報(DT50、DT90)

(6)及び(7) (略)

水中光分解動態試験（２－６－２）

1. 供試水について

- (1) 緩衝液は、調製方法、pH、電気伝導率、必要に応じて、溶存酸素量、290nmから750nmまでの波長域における吸収スペクトル、その他試験結果の評価に有益な性質が明らかな水を使用する。
- (2)～(5) (略)
- (6) 被験物質がpH条件によって不安定である場合には、安定なpHの緩衝液を使用する。
- (7) (略)

2. 及び3. (略)

4. 報告書について

報告書には原則として以下の内容が記載されていること。

- (1) 及び(2) (略)
- (3) 試験条件及び被験物質の処理  
 緩衝液の調製方法及び特性  
 自然水の採取地、採取時期、特性と準拠した測定方法、保存方法及び保存期間  
 (削る)  
 土壌または底質を湛水して調製した自然水の場合は、その調製方法及び土壌等の由来  
 自然水の代わりにフミン酸等の水溶液を用いた場合は、その調製方法  
 滅菌方法及び滅菌状態の維持  
 光源（入射光の波長分布については、測定した情報又は照射装置製造業者の情報等とする。）  
 照射方法  
 光強度 ( $W/m^2$ ) とその測定波長域 (nm)  
 試験容器  
 試験容器内の水の光行路長  
 設定温度及び実測温度  
 設定濃度とその根拠（水溶解度との関係）及び実測濃度  
 処理方法（処理時に溶解補助剤を用いた場合は、試験系中での濃度）  
 処理時の被験物質の放射化学的純度
- (4) 試料採取及び分析  
 試料の採取時期  
 分析方法  
 放射能測定の方法  
光による消失に関する情報（DT50及びDT90）の算出方法  
 計算例（分解物の定量計算を含む。）
- (5) 結果  
 物質収支  
 主要な各分解物の生成率  
 主要な分解物の同定及び化学的特徴付けの結果  
 揮発性物質が生成した場合、その生成率  
 被験物質の光による消失に関する情報（DT50及び可能な場合DT90）  
 自然太陽光下（北緯35°（東京）、春（4月から6月まで））での推定される消失に関する情報（DT50）

水中光分解動態試験（２－６－２）

1. 供試水について

- (1) 蒸留水（又は緩衝液）は、調製方法、pH、電気伝導率、必要に応じて、溶存酸素量、290nmから750nmまでの波長域における吸収スペクトル、その他試験結果の評価に有益な性質が明らかな水を使用する。
- (2)～(5) (略)
- (6) 被験物質がpH条件によって不安定である場合には、蒸留水に換えて緩衝液（安定なpHとする。）を用いてもよい。
- (7) (略)

2. 及び3. (略)

4. 報告書について

報告書には原則として以下の内容が記載されていること。

- (1) 及び(2) (略)
- (3) 試験条件及び被験物質の処理  
蒸留水（又は緩衝液）の調製方法及び特性  
 自然水の採取地、採取時期、特性と準拠した測定方法、保存方法及び保存期間  
蒸留水の代わりに緩衝液を用いた場合は、その調製方法及び理由  
 土壌または底質を湛水して調製した自然水の場合は、その調製方法及び土壌等の由来  
 自然水の代わりにフミン酸等の水溶液を用いた場合は、その調製方法  
 滅菌方法及び滅菌状態の維持  
 光源（入射光の波長分布については、測定した情報又は照射装置製造業者の情報等とする。）  
 照射方法  
 光強度 ( $W/m^2$ ) とその測定波長域 (nm)  
 試験容器  
 試験容器内の水の光行路長  
 設定温度及び実測温度  
 設定濃度とその根拠（水溶解度との関係）及び実測濃度  
 処理方法（処理時に溶解補助剤を用いた場合は、試験系中での濃度）  
 処理時の被験物質の放射化学的純度
- (4) 試料採取及び分析  
 試料の採取時期  
 分析方法  
 放射能測定の方法  
消失に関する情報（DT50及びDT90）の算出方法  
 計算例（分解物の定量計算を含む。）
- (5) 結果  
 物質収支  
 主要な各分解物の生成率  
 主要な分解物の同定及び化学的特徴付けの結果  
 揮発性物質が生成した場合、その生成率  
 被験物質の消失に関する情報（DT50及び可能な場合DT90）  
 自然太陽光下（北緯35°（東京）、春（4月から6月まで））での推定される消失に関する情報（DT50）

可能な場合、主要な分解物の消失に関する情報（DT50及びDT90）  
（6）及び（7）（略）

（中略）

水産動植物への影響に関する試験（2-7-1~7）

魚類急性毒性試験（2-7-1-1）

1. 供試生物について

（1）生物種

① 農薬原体については、コイ又はヒメダカを用いた試験が必須である。製剤についても、コイ又はヒメダカを用いて試験を実施することが望ましい。試験に用いる生物は、入手源、飼育方法等を明らかにしておく。

なお、魚類における追加生物種試験の実施が必要な場合には、農薬原体についてブルーギル、ニジマス、グッピー、ゼブラダニオ及びファットヘッドミノーの中から任意の種を用いて試験を実施する。

②（略）

（2）（略）

2. 試験濃度区の設定について

（1）（略）

（2）試験上限濃度は、農薬原体では原則として 100mg/Lとする。製剤は可能な範囲内で試験を行うが、上限濃度は原則製剤濃度として 1,000mg/Lとする。上限濃度で被験物質に関連した影響を示さなければ、試験濃度区は1濃度でよい。

3. 試験液の調製について

（1）難水溶性農薬原体の場合は、超音波処理等の機械的な分散によるか、N,N-ジメチルホルムアミド<sup>\*</sup>、トリエチレングリコール、アセトン、エタノール、メタノール、硬化ヒマシ油等の一般的に用いられている助剤を用いて試験原液を調製する。この場合、完全に溶解していなくても、薬剤が均一に分散していればよい。

（2）（略）

4.（略）

5. 観察及び測定について

（1）（略）

（2）被験物質濃度の測定

① 農薬原体を被験物質とした場合、試験液中の被験物質濃度の確認や濃度の安定性に関する情報を得るために各試験濃度区について濃度の測定を行うこと。

②~④（略）

（3）（略）

6. 結果の処理法について

（1）（略）

（2）被験物質として農薬原体を用いた場合、試験期間をとおして、被験物質濃度の変動が設定濃度又は暴露開始時測定濃度の±20%未満の場合は、それぞれ設定濃度又は暴露開始時測定濃度を結果の処理に用いてもよい。（後略）

可能な場合、主要な分解物の消長に関する情報（DT50及びDT90）  
（6）及び（7）（略）

（中略）

水産動植物への影響に関する試験（2-7-1~7）

魚類急性毒性試験（2-7-1-1）

1. 供試生物について

（1）生物種

① 原体については、コイ又はヒメダカを用いた試験が必須である。製剤についても、コイ又はヒメダカを用いて試験を実施することが望ましい。試験に用いる生物は、入手源、飼育方法等を明らかにしておく。

なお、魚類における追加生物種試験の実施が必要な場合には、原体についてブルーギル、ニジマス、グッピー、ゼブラダニオ及びファットヘッドミノーの中から任意の種を用いて試験を実施する。

②（略）

（2）（略）

2. 試験濃度区の設定について

（1）（略）

（2）試験上限濃度は、原体では原則として 100mg/Lとする。製剤は可能な範囲内で試験を行うが、上限濃度は原則製剤濃度として 1,000mg/Lとする。上限濃度で被験物質に関連した影響を示さなければ、試験濃度区は1濃度でよい。

3. 試験液の調製について

（1）難水溶性原体の場合は、超音波処理等の機械的な分散によるか、N,N-ジメチルホルムアミド<sup>\*</sup>、トリエチレングリコール、アセトン、エタノール、メタノール、硬化ヒマシ油等の一般的に用いられている助剤を用いて試験原液を調製する。この場合、完全に溶解していなくても、薬剤が均一に分散していればよい。

（2）（略）

4.（略）

5. 観察及び測定について

（1）（略）

（2）被験物質濃度の測定

① 原体を被験物質とした場合、試験液中の被験物質濃度の確認や濃度の安定性に関する情報を得るために各試験濃度区について濃度の測定を行うこと。

②~④（略）

（3）（略）

6. 結果の処理法について

（1）（略）

（2）被験物質として原体を用いた場合、試験期間をとおして、被験物質濃度の変動が設定濃度又は暴露開始時測定濃度の±20%未満の場合は、それぞれ設定濃度又は暴露開始時測定濃度を結果の処理に用いてもよい。（後略）

7. 報告事項について  
(1) 試験方法については以下の内容を記載する。  
① 及び② (略)  
③ 観察及び測定項目等  
観察項目及び観察方法、被験物質濃度の測定方法(農薬原体を被験物質として用いた場合)、水質の測定項目及び測定方法、結果の処理法等  
(2) 及び(3) (略)

(中略)

ミジンコ類急性遊泳阻害試験(2-7-2-1)

1. 供試生物について  
(1) 生物種  
① 農薬原体については、オオミジンコ(*Daphnia magna*)を用いた試験が必須である。製剤についても、オオミジンコを用いて試験を実施することが望ましい。(後略)  
② (略)  
(2) (略)

2. ~6. (略)

7. 結果の処理法について  
(1) (略)  
(2) 被験物質として農薬原体を用いた場合、試験期間をとおして、被験物質濃度の変動が設定濃度又は暴露開始時測定濃度の±20%未満の場合は、それぞれ設定濃度又は暴露開始時測定濃度を結果の処理に用いてもよい。(後略)

8. (略)

(中略)

藻類生長阻害試験(2-7-7)

1. 供試生物について  
(1) 生物種  
① 農薬原体については、*Pseudokirchneriella subcapitata*(旧学名:*Selenastrum capricornutum*)を用いた試験が必須である。(後略)  
② (略)

2. ~4. (略)

5. 観察及び測定について  
(1) (略)  
(2) 被験物質濃度の測定  
① 農薬原体を被験物質とした場合、試験液中の被験物質濃度の確認や濃度の安定性に関する情報を得るために各試験濃度区について濃度の測定を行うこと。  
②~⑥ (略)  
(3) (略)

7. 報告事項について  
(1) 試験方法については以下の内容を記載する。  
① 及び② (略)  
③ 観察及び測定項目等  
観察項目及び観察方法、被験物質濃度の測定方法(原体を被験物質として用いた場合)、水質の測定項目及び測定方法、結果の処理法等  
(2) 及び(3) (略)

(中略)

ミジンコ類急性遊泳阻害試験(2-7-2-1)

1. 供試生物について  
(1) 生物種  
① 原体については、オオミジンコ(*Daphnia magna*)を用いた試験が必須である。製剤についても、オオミジンコを用いて試験を実施することが望ましい。(後略)  
② (略)  
(2) (略)

2. ~6. (略)

7. 結果の処理法について  
(1) (略)  
(2) 被験物質として原体を用いた場合、試験期間をとおして、被験物質濃度の変動が設定濃度又は暴露開始時測定濃度の±20%未満の場合は、それぞれ設定濃度又は暴露開始時測定濃度を結果の処理に用いてもよい。(後略)

8. (略)

(中略)

藻類生長阻害試験(2-7-7)

1. 供試生物について  
(1) 生物種  
① 原体については、*Pseudokirchneriella subcapitata*(旧学名:*Selenastrum capricornutum*)を用いた試験が必須である。(後略)  
② (略)

2. ~4. (略)

5. 観察及び測定について  
(1) (略)  
(2) 被験物質濃度の測定  
① 原体を被験物質とした場合、試験液中の被験物質濃度の確認や濃度の安定性に関する情報を得るために各試験濃度区について濃度の測定を行うこと。  
②~⑥ (略)  
(3) (略)

6. 結果の処理法について

- (1) 濃度－阻害率の算出に用いる暴露濃度  
被験物質として農薬原体を用いた場合、試験期間を通して、被験物質濃度の変動が設定濃度又は暴露開始時測定濃度の±20%未満の場合は、それぞれ設定濃度又は暴露開始時測定濃度を結果の処理に用いてもよい。(後略)
- (2) 及び(3) (略)

7. 報告事項について

- (1) (略)
- (2) 試験方法については以下の内容を記載すること。  
①及び② (略)  
③ 観察及び測定項目等  
観察項目及び観察方法、被験物質濃度の測定方法(農薬原体を被験物質として用いた場合)、水温・pHの測定方法、結果の処理法等
- (3) 及び(4) (略)

水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験(2-8-1~4)

ミツバチ影響試験(2-8-1)

(略)

1. 急性経口毒性試験

- (略)
- (1) (略)
- (2) 結果の報告について  
原則として以下の項目が記載されていること。  
① (略)  
② 被験物質に関する情報  
農薬原体の場合 一般名、化学名、構造式、純度、ロット番号等  
製剤の場合 種類名、有効成分含有量、ロット番号等  
③~⑤ (略)

2. ~4. (略)

(中略)

有効成分の性状、安定性、分解性等に関する試験(2-9-1~17)

(中略)

蒸気圧に関する試験(2-9-7)

1. 及び2. (略)

3. 蒸気圧が $10^{-10}$ Pa未満であることが推定できる場合は、試験を実施する必要はない。

(中略)

加水分解性に関する試験(2-9-13)

6. 結果の処理法について

- (1) 濃度－阻害率の算出に用いる暴露濃度  
被験物質として原体を用いた場合、試験期間を通して、被験物質濃度の変動が設定濃度又は暴露開始時測定濃度の±20%未満の場合は、それぞれ設定濃度又は暴露開始時測定濃度を結果の処理に用いてもよい。(後略)
- (2) 及び(3) (略)

7. 報告事項について

- (1) (略)
- (2) 試験方法については以下の内容を記載すること。  
①及び② (略)  
③ 観察及び測定項目等  
観察項目及び観察方法、被験物質濃度の測定方法(原体を被験物質として用いた場合)、水温・pHの測定方法、結果の処理法等
- (3) 及び(4) (略)

水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験(2-8-1~4)

ミツバチ影響試験(2-8-1)

(略)

1. 急性経口毒性試験

- (略)
- (1) (略)
- (2) 結果の報告について  
原則として以下の項目が記載されていること。  
① (略)  
② 被験物質に関する情報  
原体の場合 一般名、化学名、構造式、純度、ロット番号等  
製剤の場合 種類名、有効成分含有量、ロット番号等  
③~⑤ (略)

2. ~4. (略)

(中略)

有効成分の性状、安定性、分解性等に関する試験(2-9-1~17)

(中略)

蒸気圧に関する試験(2-9-7)

1. 及び2. (略)

3. 蒸気圧が $10^{-5}$ Pa未満であることが推定できる場合は、試験を実施する必要はない。

(中略)

加水分解性に関する試験(2-9-13)

<p>1. 予備試験で分解が予想される場合は、直接本試験を実施して差し支えない。</p> <p>2. <u>加水分解動態試験（2-6-1）において、緩衝液中における推定半減期等の加水分解性の情報が得られている被験物質については、試験を実施する必要はない。</u></p> <p>（中略）</p> <p>水中光分解性に関する試験（2-9-16）</p> <p>水中光分解動態試験（2-6-2）において、<u>緩衝液中における光分解による推定半減期等の水中光分解性の情報が得られている被験物質については、試験を実施する必要はない。</u></p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>生物濃縮性試験（魚類濃縮性試験）（2-9-17）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 試験液の調製について</p> <p>（1）<u>難水溶性農薬原体</u>の場合は、超音波処理等の機械的な分散によるか、N,N-ジメチルホルムアミド、トリエチレングリコール、アセトン、エタノール、メタノール、硬化ヒマシ油等の一般的に用いられている助剤を用いて試験原液を調製する。この場合、完全に溶解していなくても、薬剤が均一に分散していればよい。</p> <p>（2）（略）</p> <p>5. ～9. （略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>予備試験で分解が予想される場合は、直接本試験を実施して差し支えない。 （新設）</p> <p>（中略）</p> <p>水中光分解性に関する試験（2-9-16）</p> <p>（新設）</p> <p><u>1. 試験実施に当たり合理的理由がある場合は、蒸留水に換えて緩衝液を用いた試験を実施して差し支えない。</u></p> <p><u>2. 水中光分解動態試験に準拠して実施する。</u></p> <p>生物濃縮性試験（魚類濃縮性試験）（2-9-17）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 試験液の調製について</p> <p>（1）<u>難水溶性原体</u>の場合は、超音波処理等の機械的な分散によるか、N,N-ジメチルホルムアミド、トリエチレングリコール、アセトン、エタノール、メタノール、硬化ヒマシ油等の一般的に用いられている助剤を用いて試験原液を調製する。この場合、完全に溶解していなくても、薬剤が均一に分散していればよい。</p> <p>（2）（略）</p> <p>5. ～9. （略）</p> <p>（以下略）</p>
---	---

附則（平成28年10月31日）

- この通知による改正後の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以降に行われる農薬の登録申請の際に提出される試験成績について適用する。
- 前項の規定にかかわらず、適用日前行われる農薬の登録申請の際に提出される試験成績については、当該農薬の登録を申請する者の選択により、この通知による改正後の規定を適用することができる。
- 第1項の規定にかかわらず、適用日前に開始された試験については、この通知による改正後の「4. 局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」について」のうち「水中動態に関する試験（2-6-1及び2）」及び「有効成分の性状、安定性、分解性等に関する試験（2-9-1～17）」の規定は、なお従前の例によることができる。